【第一章 | 総則】

第1条(名称)

このスタジオは、CAMURO DANCE STUDIO(カムロダンススタジオ | 以下「本施設 |)と称します。

第2条(運営主体)

本施設は、株式会社カムロ(以下「当社」)が運営管理の主体となります。

第3条(日的)

本施設は会員が本施設を利用することによって、自己の健康の維持、増進、コミュニケーション促進、 そして、ダンスシーンの向上と、発想豊かな人材の育成を目的とし、実生活における明るい糧となれることを目的とします。

【第二章 | 会員】

第4条(会員制度)

- 1) 本施設は会員制とします。
- 2) 本施設に入会を希望される方は、本規則に基づく入会契約を当社と締結するものとします。

第5条(会員証)

- 1) 会員は当社の予約システム内の「メンバーコード(QRコード) | を会員証として利用が可能となります。
- 2) 会員証は第三者に貸与、譲渡することは(相続を含みます)できません。
- 3) 譲渡での利用が判明した場合、その諸費用は当社の定める料金と、その二倍以内の増料金を請求することができ、 その料金を所定の方法で支払わなければなりません。

第6条(システム変更の権利)

1) 当社は必要に応じて入会金、会費、利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改訂することができます。

第7条(会員資格·利用資格)

入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

- ① 本施設の趣旨に賛同し施設利用規約その他の会則を守れる方。
- ② 健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられてない方。(妊娠されている方は、妊娠中の入会はできません)
- ③ 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
- ④ 酒気を帯びた状態で利用されない方
- ⑤ 刃物危険物(火薬)などを持ち込まれない方。
- ⑥ 刺青(ファッションタトゥーを含む)がある方は、施設利用時は他のお客様へ配慮し、隠すことに承諾いただける方。
- ⑦ 暴力団関係者でない方。
- ⑧ 過去に本施設より除名等されていない方
- ⑨ 18歳未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方
- ⑩ その他各施設ごとに定められた審査のうえ適切と認めた方

第8条(入会手続)

1) 本施設の会員となることを希望される方は、申し込み手続きを行い、当社が定める入会金を納入していただきます。

第9条(入会金、年会費用)

- 1) 入会金は当社が別に定める金額とし、入会時に領収します。領収した入会金は理由の如何に関わらず返還しないものとします。
- 2) 会員は本施設を利用する場合、当社が定める利用料を支払うものとします。
- 3) 年会費(月会費)は当社が別に定める金額とし、所定の方法で支払うものとします。 領収した年会費(月会費)は理由の如何に関わらず返還しないものとします。
- 4) 年会費(月会費)は、会員が当スタジオの会員資格を有する限り、現実に当スタジオの施設を利用しない場合も 支払い義務が発生します。

第10条(休会、退会、キッズプランの切替と停止)

- 1) 最長休会期間は1年間となります。
- 2) 会員様のご都合により退会、休会を希望される場合は、会員本人が速やかに当社が定める所定の方法で届け出るものとします。
- 3) 休会の場合、休会期間の年会費(月会費)は免除されます。
- 4) 年会費その他利用料等が未納の場合は、解約届の提出までに完納しなければなりません。

第11条(変更届)

- 1) 会員は、住所または連絡先等、入会時より変更のあった場合、速やかに所定の方法で当社に届け出るものとします。
- 2) 会員への個別の通知及び連絡は、会員情報に基づき送付されるものとします。

第12条(利用料の返金)

納入済みのチケット料金については、以下の該当する場合においてのみ、返金させていただきます。

返金は申し出があった月及びそれ以降の月の利用料のみとします。以下に該当する場合でも遡っての返金はいたしません。

- ① 本施設営業地域外への転居や転勤(転居、転勤の場合は新住所が確認できるものが必要)
- ② 病気、怪我などの身体的理由(妊娠や病気などは医師の診断書又は母子手帳、通院期間がわかる病院の領収書が必要)
- ③ その他当社が認めた場合
- 返金額はチケット種別毎に当社の定める計算方法に則り計算いたします。
- 上記以外の場合、利用料は理由の如何に関わらず原則返還いたしません。

第13条(施設利用)

当社は施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は原則的に予約制とします。予約時間、予約方法は別途定めます。

第14条(予約取消)

- 1) 会員は、一度予約したレッスンを取り消す場合、当社が別に定める方法に従って取消の手続を行うものとします。
- 2) 会員が前項に定める取消締切時間を過ぎてから予約したレッスンを取り消すことが、毎月1日から末日までの間に2回あった場合、翌月の予約可能回数を1回に制限させていただきます。また明らかに故意であると本スタジオが判断した場合にはスタジオへの来店自体を制限することもあるほか、第16条に基づき除名することもあります。

第15条(資格譲渡)

会員は本施設の会員資格及びチケットを第三者に譲渡、貸与、質権その他の担保設定をすることはできないものとします。

第16条(会員資格の喪失)

会員が次の号いずれかに該当した場合には、その資格を失います。

- 1) 退会したとき
- 2) 死亡したとき
- 3) 第7条に定める会員資格が欠けたとき
- 4) 第17条により除名されたとき

なお、会員資格の喪失時期は会員が該当したそのときになります。

第17条(除名)

会員が次の号いずれかに該当した場合、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- ① 入会にあたり提出するデータに虚偽の申告をしたとき
- ② 本規約、規則、その他当社の定めた事項に反する行為があったとき
- ③ 本施設の名誉、信用を傷つけたり、他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
- ④ 本施設の設備などを故意に損壊したとき
- ⑤ その他会員の品位を損なうと認められた行為があったとき
- ⑥ 本施設内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められたとき
- ⑦ 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社・従業員を著しく困惑せしめたとき
- ⑧ 第19条禁止行為に違反したとき
- ③ その他当社が、社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認めたとき。上記の理由により除名された会員は損害賠償の請求をおこなうことができません。

【第三章 | 運営·管理】

第18条(運営管理)

本施設は次の各号に基づき、運営管理をおこないます。

- 1) 本施設の運営管理は当社の責任においておこなわれます。
- 2) 会員は本施設の運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。
- 3) 当社は施設の利用など運営管理に関する規則を定め且つこれを変更することができます。

会員は本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社が定める運営管理に関する規則に従うものとします。

第19条(禁止行為)

- ① 許可なく館内を撮影、または録音すること
- ② 許可なく本施設においての物品の売買パーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること
- ③ 営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること
- ④ 他人を誹謗・中傷すること
- ⑤ 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
- ⑥ ペット・動物を持ち込むこと
- ⑦ 所定の場所以外での喫煙
- ⑧ 当社及び従業員やインストラクターの業務を妨げる行為
- ⑨ 他人の施設利用を妨げる行為
- ⑩ その他、本条各号に準じる行為

お願い(マナーについて)

以下の行為もご遠慮いただきますようお願い致します。

なお、状況・程度によっては資格停止・除名または禁止行為に該当する場合もあり得ますのでご留意ください。

- ① 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
- ② 当施設を長時間独占する行為。
- ③ 当施設・備品などを本来の目的以外の用途で用いる行為。
- ④ 利用時間、入館時間を守らず入館する行為及び、利用時間、退館時間を守らず滞在する行為。

第20条(休業日)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設を休業できるものとします。

- 1) 毎月施設ごとに定める定休日
- 2) 年末年始の休業日
- 3) 施設の補修、保守、点検又は改修をする場合
- 4) 当社の主催するイベントなどにより当社が必要とする場合

第21条(営業時間)

各施設の定める営業時間とします。

第22条(当社の免責)

- 1) 会員が本施設利用に関して、当社又は第三者に損害を与えた場合その賠償をしていただきます。
- 2) 会員及び体験会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、 当社及び本施設は施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社及び本施設に重大な過失がある場合を除き、 一切の賠償責任を負わないものとします。
- 3) 会員が本施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当社は、当社の故意または過失による場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- 4) 会員同士の間に生じた係争やトラブルに対して、当社は一切責任を負いません。

第23条(遺失物・忘れ物・放置物)

- 1) 会員が本施設利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。
- 2) 忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後に処分させていただきます。
- 3) 受取りにお越しになることが困難な場合は、落とし物を郵送等で送付することが可能です。 ただし、郵送等を希望される方は、送料を負担していただくことになります。

第24条(諸料金等の変更)

当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢等の変動に基づいて変更することがあります。 その場合当社は1ヶ月前までに当社ホームページなどにより会員に対して告知するものとします。

【第四章 | その他】

第25条(閉鎖又は利用制限)

当社は次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部又は一部を閉鎖又は利用制限できるものとします。

- ① 法令が制定、改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- ② 天災、地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- ③ 著しい社会情勢の変化があるとき
- ④ 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修があるとき
- ⑤ 当社が必要と認めたとき、その他やむを得ない事由があるとき

上記の場合において、施設を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく、会員との契約を解除することができます。 この場合会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの異議申し立てをすることができません。

第26条(個人情報保護)

- 1) 当社は、当社の保有する会員の個人情報を、厳重に管理します。
- 2) スタジオ運営業務として各種ご案内に情報を利用することがあります。
- 3) 前項に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。

第27条 (細則)

1) 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当スタジオが定めるものとします。

第28条(会則の改訂)

- 1) 当社は、当社が必要と認めた場合、会則の改訂を行うことができるものとします。
- 2) 改訂された規則は、当社ホームページなどにより告知されたときから効力を生じ、以後全員に適用されるものとします。

本施設を利用する際は定められた会則、その他の規則を承諾の上ご利用いただくようお願いいたします。

【細則 | 第10条について】

- 休会、退会、切替(キッズプランのみ停止)方法
 - 1) 「退会|休会|切替フォーム」より届けをご提出下さい。[電話、メールは不可]
 - 2) 手続きを行う際は、前月10日までに提出してください。[例: 4月休会の場合は3月10日までに提出]
 - 3) 希望月の前月10日までに提出がない場合は、翌月分が20日にお届出のクレジットカードより引落されます。

● 休会

- 1) 留学や出産、引っ越しなどで長期間カムロでのレッスンが受講できない場合、休会手続きをお願い致します。
- 2) 休会期間中はメンバーが利用できる全てのサービスのご利用(回数チケット、メンバー特典、クーポン利用など)が出来ません。
- 3) 休会期間中もビジター料金でのレッスン受講は可能です。(KIDSレッスンは月謝のためビジター受講は不可)

● 退会

1) 退会後は、メンバーが利用できる全てのサービス(回数チケット、メンバー特典、クーポン利用など)のご利用が出来ません。

● 切替(キッズプランのみ停止)

- 1) キッズプランをご契約中でも、レギュラークラス(90分)のチケット購入や受講が可能です。(料金は別途発生)
- 2) 切替(キッズプランのみ停止して、レギュラークラスのみ受講を継続)手続きを行うと、キッズプランでの月謝の支払は停止し、 通常会員(月会費84円)に戻ります。
- 3) 切替後半年間は、再度キッズプランへの切替は出来ません。

● 休会から復帰、退会について

- 1) 最長休会期間は1年間となります。
- 2) 期間を過ぎますと自動的に休会解除となりメンバーに戻り、メンバー月会費の引き落としが始まります。
- 3) 休会期間を早める場合、または休会期間中に退会する場合は必ず受付までお申し出ください。
- 4) 休会解除後、1年間は休会手続きが出来ません。(1年以上休会を希望の場合は退会手続きをお願いします)

● 退会後の再登録について

- 1) 退会後の再登録は可能です。その際、再度登録料が発生致します。(退会から1年未満の方は、体験キャンペーンは適用外です)
- 2) 年に数回、登録キャンペーンをおこなっておりますので、キャンペーン時に再登録することをおすすめします。